

「15 幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場」の新旧対照表

新	旧
<p>15 幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な主要幹線道路である国道16号線の沿道に立地するものであること。</li> <li>2 周辺市街化区域に工業系の用途地域がないか、あっても適地がない等の理由により、市街化調整区域への立地がやむを得ないと認められるものであること。</li> <li>3 予定建築物は、原則として自動車販売に供するものは含まないものとする。</li> <li>4 周辺住民および隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。</li> <li>5 申請に係る土地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。</li> <li>6 (削除)</li> <li>6 予定建築物の敷地の一部は当該道路の境界より奥行25メートル以内にあること。また、車の出入口は当該道路側に設置しなければならない。このことは、25メートル以上の敷地延長を認めない趣旨であり、やむを得ず敷地延長の形体である場合であっても、周辺の交通に支障のないものでなければならない。</li> <li>7 自己の業務の用に供する目的で行う場合に限る。</li> </ol> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する者をいう。 ただし、当該道路の反対側は対象としない。</li> <li>二 「隣接土地所有者」とは、当該敷地境界に隣接する土地所有者をいう。</li> <li>三 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分に説明し、これらの者の相当数の同意が得られていること</li> <li>四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で、建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。</li> </ol> <p>(平成19年11月30日・旧16繰上) (令和2年4月1日一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この基準15は、令和2年4月1日から施行する。</li> </ol>	<p>15 幹線道路の沿道における大型自動車の修理工場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な主要幹線道路である国道16号の沿道に立地するものであること。</li> <li>2 周辺市街化区域に工業系の用途地域がないか、あっても適地がない等の理由により、市街化調整区域への立地がやむを得ないと認められるものであること。</li> <li>3 予定建築物は、原則として自動車販売に供するものは含まないものとする。</li> <li>4 周辺住民および隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。</li> <li>5 原則として、優良農地等を含まないこと。</li> <li>6 建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）に適合した敷地であること。</li> <li>7 予定建築物の敷地の一部は当該道路の境界より奥行25メートル以内にあること。また、車の出入口は当該道路側に設置しなければならない。このことは、25メートル以上の敷地延長を認めない趣旨であり、やむを得ず敷地延長の形体である場合であっても、周辺の交通に支障のないものでなければならない。</li> </ol> <p>留意事項</p> <p>本項の運用にあたっては、自己の業務の用に供する目的で行う場合に限り適用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 周辺住民 敷地境界からおおむね150メートルの範囲内に居住する者をいう。 ただし、当該道路の反対側は対象としない。</li> <li>イ 隣接土地所有者 当該敷地境界に隣接する土地所有者をいう。</li> <li>ウ 十分な協議 周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分に説明し、これらのものの相当数の同意が得られていること。</li> </ol> <p>(平成19年11月30日・旧16繰上)</p>